## 会 議 記 録 (1)

会議名称		平成25年度 第2回北本市国民健康保険運営協議会
開会及び 開会日時		平成25年11月14日 (木) 午後1時30分から午後2時30分
開催場所		北本市役所3B会議室
議長氏名		会長 大熊利之
委員(	席 (者) 名	田村惠司、岡田定子、金田栄三、大熊利之、小川楊子、荻野義信、岡田泰子、今井定好、遠井勝弘、中崎正美、若林卓成
委員(	席 (者) 名	加藤耕一、鈴木義信、野尻学、伊藤裕子
説明者の 職員氏名		保険年金課長 矢口 英夫、保険年金課主幹 加藤 孝文
事務局職員氏名		保健福祉部長 谷澤 暢 保険年金課長 矢口 英夫 保険年金課主幹 加藤 孝文
会議次第	(	1) 平成25年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案) について (資料1)(資料2) 2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正について (資料3-1)(資料3-2) その他
配付資料	資資資	料 1 平成 25 年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号) (案)の概要について 料 2 平成 25 年度北本市特別会計補正予算及び補正予算に関する 説明書 料 3-1 北本市国民健康保険税条例の一部改正について 料 3-2 北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表 の他参考資料 「社会保障制度改革国民会議報告書及び「プログラム法案」について

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
事務局	1 開 会
	本日の会議は、委員15名中、現在11名が出席されていますので、会議開催要件の過半数を超えております。従いまして本会議は成立いたしますので報告申し上げます。
	では、次第に基づきまして進めていきたいと思います。
	2 諮問
	谷澤保健福祉部長から大熊会長へ
	3 あいさつ
	会 長 大熊 利之 氏 (一略一)
	4 議事録署名委員の選出
	署名委員 小川 楊子 氏 岡田 泰子 氏
	5 議事
	では、北本市国民健康保険に関する規則第4条第一項の規定により、議 長を会長にお願いします。
議長	それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。 初めに、(1) 平成25年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)について、事務局から説明を求めます。
事務局	―配布資料1、資料2を示して説明― (―略―)
議長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願い します。
委員	結果的に、歳入歳出のバランスの状態はいかがですか。
事 務 局	昨年12月の状況と比較すると、保険給付費額は伸びています。被保険者数は減少していますが1人当たりの医療費が伸びているためかと思います。平成25年度は、前期高齢者交付金が平成23年度の精算金として

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	24,800 万円程多く入ってきていますが、平成 24 年度も同じような状況で した。最終的にその他一般会計繰入金が 0 になるのがよいのでしょうが、 赤字補てんとして繰り入れざるを得ない状況です。
議長	他にございますか。 ないようですので、(1) 平成25年度北本市国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)(案)については、原案のとおり異議なしでよろしいです か。
	「異議ありません。」という発言あり。
	それでは、(1)については、原案のとおり、異議のない旨、答申したい と思います。
	次に、(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から 説明を求めます。
事務局	―配布資料 3-1、資料 3-2 を示して説明― (―略―)
議長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願い します。
	ないようですので、(2) 北本市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり異議なしでよろしいですか。
	「異議ありません。」という発言あり。
	それでは、(2)については、原案のとおり、異議のない旨、答申したい と思います。
	6 その他
事務局	―その他参考資料を示して説明― (―略―)
議長	ただいまの説明について質問がありましたら、挙手のうえ発言をお願い します。
委員	財政面だけが変わるのですか。
事務局	保険者が市町村から県に移行するということは、『北本市国民健康保険 被保険者証』の名称が『埼玉県国民健康保険被保険者証』になる、つま

## 会 議 記 録 (2)

<u> </u>	云 殿 礼 梁 (4)				
発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項				
	り保険者自身が変わるということです。ただ、後期高齢者医療広域連合のように、いろいろな手続きは身近な市町村でということになるのではないかと予想しています。 後期高齢者医療は広域連合が主体となっていますが、実質的には市町村が保険料を徴収し、様々なサービスの申請窓口も市町村で行っています。				
委員	予防事業なども県の方針で画一化されるのですか。				
事務局	広域連合で行っている保健事業などにつきましては、基本的に市町村で 保健事業を行い、それに対して広域連合の一定の基準の中から委託金が 支払われるという形で事業を行っていますので、県に移行後も県が細部 までという訳にはいかないのではと思います。				
	7 閉 会				
	~閉会のあいさつ~				
副会長	以上をもちまして、平成25年度第2回北本市国民健康保険運営協議会を 終了いたします。				
議事の概要を	議事の概要を記載し、その相違なきを証するためにここに署名する。				
平	成25年11月19日 会長大熊子 <u> </u>				
	署名委員內田本子				